

政務調査費調査等報告書

1 事業名 研修事業

2 事業内容 (1) 浄化槽シンポジウム 行政編(北海道会場)参加  
(2) 「マニフェスト、スクール青森」参加  
(3) 「合併処理浄化槽設置事業」東成瀬村 行政視察

3 成果 別添のとおり

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。  
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

# (1) 浄化槽のポータル 行政編 (北海道会場)

## ① 研修の目的

当町にふさわしい排水処理方法として合併浄化槽事業の実現について可能性を言いたいと考えました。

## ② 研修の内容

- ・ 浄化槽行政について
- ・ 今後の生活排水処理の在り方について

## ③ 研修の考察

港に近く排水の浄化、近いうち完成予定の海水浴場の為にも差し迫った課題となっている排水処理について、生活排水は浄化槽市町村整備推進事業がふさわしいと考えます。これは、町が設置主体及び維持管理主体となる補助事業で補助基準額の $\frac{1}{3}$ が国庫補助、 $\frac{12}{30}$ が下水道事業債、 $\frac{1}{10}$ が受益者負担です。私は講師の環境省浄化槽推進室長に対し「国庫補助を $\frac{1}{2}$ に引き上げませんか」と陳情的な質問をしました。答は「短期整備(3年以内)の割整備は $\frac{1}{2}$ となっているが、費用の主旨は理解できるとして具体的に事業を進めることになったら直接、相談して欲しい」とのことでした。私は更なる具体化に向け、研鑽を決意しました。

## (2) 「マニフェスト・スクール青森」研修会に参加

### ① 研修の目的

「マニフェストを讀んで選挙に行こう」をスローガンとしてローカルマニフェスト推進地方議員連盟共催、そして早稲田大学マニフェスト研究所協力によるマニフェスト・スクール研修として「マニフェストとは」の基本について学びたいと思ひました。

### ② 研修の内容

- 二元代表制における地方議会のあり方
- 南の北の議会改革を自指す取り組み
- 議員提案条例の作り方
- 会派版マニフェストの作り方
- 「議員版マニフェストを作ろう」ワークショップ

### ③ 研修の考察

マニフェストが選挙のオプショナルの一つではなく、いわゆる「標準装備」になったことで、まずは地域から多くの首長が変わり、地方議会が変わり、主権者である市民が気がつく。地方政治が大きく様変わりして行く様子を学ぶことが出来た。

(3)

# 「合併処理浄化槽設置事業」(秋田県東成瀬村) 行政視察

## ① 研修目的

最近の課題の生活排水処理について「浄化槽  
市町村整備推進事業」の先進例を学びたいと考  
えられた。

## ② 研修の内容

・東成瀬村合併処理浄化槽事業について

## ③ 研修の考察

$\frac{17}{30}$ の地方債のうち、 $\frac{1}{2}$ が国庫債と国庫補てい  
ことと学びました。たいへん有利な国庫債であるが  
平成21年交付の上限立法です。しかし、同様のもの  
を検討するようなので、本事業の現実的見込みが  
一層、明るくなるのではと考えました。

年度別・区域別事業実施状況

設置地区・基数

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合 計
重点地区	滝ノ沢	下田～ 田子内(北)	田子内(南)	平良～ 着沢・蛭川	岩井川～ 入道	手倉～ 松山台	大字田子内	大字岩井川	大字椿川	/
設置基数	59	78	63	90	122	106	47	28	593	

各地区 ← → 大字

※全部利用(休止あり)

住民基本台帳人口・世帯

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度末人口	3,349	3,327	3,273	3,232	3,180	3,082	3,000	2,958	
年度末世帯数	930	931	929	929	924	919	912	904	

処理人口・加入率

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年度末処理人口	386	721	951	1,318	1,790	2,129	2,242	2,331	
年度末処理世帯	116	201	266	355	473	565	613	635	
加入率(%)	11.53	21.67	29.06	40.78	56.29	69.08	74.73	78.80	
設置率(%)	12.47	21.59	28.63	38.21	51.19	61.48	67.21	70.24	

浄化槽設置事業費

年 度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計
総事業費	71,218,443	102,188,557	87,057,315	120,709,066	158,492,135	141,796,533	60,728,059	119,873,000		862,063,108

※交付金算定基礎額(工事費+事務費)(人件費は入らぬ)

↑  
大字浄化槽整備  
(モデル・プラント)

東成瀬村

# 合併処理浄化槽

設置事業のあらまし



事業の期間 / 平成13年度～平成21年度(9年間)

事業の地域 / 全村 (但し、最初の6年間で全村を行政区単位で一週します)

## 事業の特徴

- (1) 村が事業を行います
- (2) 村が維持管理を行います
- (3) 一番汚れを少なくする浄化槽を導入します
- (4) 村が自宅の改修にも助成します
- (5) 村が借入金の利子を補給します



higashinaruse

資料 1

# 合併処理浄化槽設置工事に係る全体の概算事業費

(但し、限度額と最長期間の場合の事例)

全体経費 (7人槽の場合：160㎡以上の家屋)				
高度処理型合併処理浄化槽の設置費 (住民の負担分含む) <b>2,895,000 円 (A+B)</b>				
国庫補助対象 (標準事業費分)			村助成対象 (配管・排水・トイレ改修、国庫補助対象増額分)	
1,095,000円…A			1,800,000円 (限度額) …B	
国 (1/3)	村	住民負担	村 (1/3)	住民負担 (2/3)
	過疎債・下水道事業債	[分担金] ①	[改修費補助金] ②	[整備資金融資あっせん] ③
365,000円	620,500円	109,500円	600,000円	1,200,000円
合併浄化槽本体分 (高度処理分含む)			住民の限度額分	
-----村が工事を発注します-----			-----各家庭で発注します-----	

- ①分担金
  - ・ 5人槽 93,900円
  - ・ 7人槽 109,500円
  - ・ 10人槽 139,200円
- ②改修費補助金
  - 村助成金 (1/3)
  - 限度額60万円 (対象経費180万円)
- ③融資あっせん
  - 20万円以上120万円以下
  - 償還の最長期間 20年間

↓

360,000円	20年間での償還 (利子は村が補給)
年平均の利子分 (村)	元金 (村助成分の住民負担)
約18,000円	年額60,000円 (月額5,000円)

※住民の皆さんの負担については、各家庭で金融機関と契約を結ぶこととなります。  
借りた金額の利子を村が補給することとなります。

## 資料2 1年間に必要な維持管理費

## 年度別に必要な経費

7人槽の場合 約55,600円	
○法定清掃料(1回) 35,000円	○法定点検料 12,000円
○11条検査料(1回) 5,000円	○薬剤費(消耗品) 3,600円
村の助成(1/3) 約18,600円	住民の負担(2/3) 約37,000円

年度	工事費	維持管理費分
1年目 (月額)	109,500円	使用開始翌月から 毎月3,150円
2年目 ～	—	毎年 379,800円 (月額 3,150円)

↓

月額で村に納付(使用料) 3,150円(税込み)
-----------------------------

※ 他に各家庭(住民)で負担しなければならないもの

- ① 浄化槽で使用する「電気料」や「水道料」は各家庭で支払っていただくことになります。  
(電気料は、年額5,000円～6,000円、水道料は1日1人当たり30ℓ～50ℓの水を使用しますので、年額で1人約2,000円になります。)
- ② 浄化槽の使用については、設置時に説明をしますが、故障の原因となるような使用をした場合には、各家庭の責任で弁償していただくことになります。〔例：一番多いのがてんぷらなどの食用油の残りを流すこと。他にも汚れた油系(廃油)を流したり、農薬を流すなど〕
- ③ 村助成対象の工事費については、村の助成金(限度額60万円)を受け取るため、水増し等不正な受給があった場合は、助成金の全額を返還していただくことになります。
- ④ 使用者(住民)の都合で、浄化槽を移動したり、撤去したりする場合も、各家庭で負担していただくことになります。

※ その他 ・浄化槽の大きさは、普通乗用車1台分になります。  
・担当課については、「建設課」になります。

# 事業の 事項

## ◆優先基準について

### 1.優先される地区（行政区）ごとの世帯

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
優先地区	濁ノ沢(上下)	下田・田子内(北)	田子内(南)	平良～清沢・廻川	岩井川～入道	手倉～松山台	大字田子内	大字岩井川	大字椿川

(但し、年度区分において計画設置基数に満たない場合は、次年度の優先地区から設置することもあります。)

### 2.身体障害者手帳の所持世帯及び要介護または要支援認定世帯

- (1)身体障害者福祉法第15条の規定による身体障害者手帳を所持している方がいる世帯。
- (2)介護保険法第27条または第32条の規定による要介護認定または要支援認定を受けている方がいる世帯。

※(1)・(2)に該当する世帯は、年度に関係なく申し込みしますと優先されます。

### 3.住宅の新築及び大規模改修する世帯

- (1)新築する世帯
- (2)建築確認申請を必要とする大規模改修をする世帯。但し、トイレ・風呂・台所など(いわゆる水回り部分)の改修のみは、該当になりません。

※(1)・(2)に該当する世帯は、合併処理浄化槽本体に係る部分(国庫補助対象部分)のみが事業対象となりますので、村の助成制度及び融資あっせん制度は該当になりません。

### 4.民宿を含む「宿泊施設」及び「集会施設」

- (1)「宿泊施設」(民宿含む)と「集会施設」については、人槽の算定基準がちがいますので、村とその都度協議することになります。
- (2)「集会施設」については、公共性が強いので浄化槽設置に関係する費用は村が負担します。

## ◆村の助成制度及び融資あっせん制度について

- 1.対象経費及び対象経費総額を超えても、助成金はそれぞれの範囲内となります。
- 2.融資内容の決定は、各世帯で金融機関と協議することになります。
- 3.浄化槽本体に係る部分(国庫補助対象分)以外は、各世帯で発注することになります。  
(但し、助成金の水増しなどをした場合は、助成金の全額返済と融資あっせんの取消となります。)

## ◆使用者の負担について

- 1.電気料と水道料は各世帯で負担することになります。  
(電気料は年間で約5～6千円、水道料は1人約2千円くらいになります。)
- 2.汚れた水や油を流すなど適切でない使用により、浄化槽が故障した場合には、各世帯で負担することになります。
- 3.使用者の都合で浄化槽を撤去あるいは移設する場合も、各世帯で負担することになります。  
※他にも数年～十数年に1回ブローの交換が必要となります。

## ◆臭い対策について

家庭により浄化槽から臭いが発生する場合があるため、村ではその対策としてEM活性液の活用を図り、臭いの軽減を進めています。

## ■事業についてのお問い合わせ及び申込み先

東成瀬村 ■建設課：上下水道担当(TEL 47-3408)

# 1 村が事業を行います 浄化槽市町村整備推進事業といえます。

●一般世帯の浄化槽の人数は「建築延べ面積」で決められます。

160㎡未満 (延48.3坪)	5人槽	160㎡以上	7人槽	世帯人員が8人以上または2世帯住宅の場合	10人槽
--------------------	-----	--------	-----	----------------------	------

●浄化槽の設置に必要な分担金は、全体の1/10(1割)です。

5人槽 93,900円	7人槽 109,500円	10人槽 139,200円
-------------	--------------	---------------

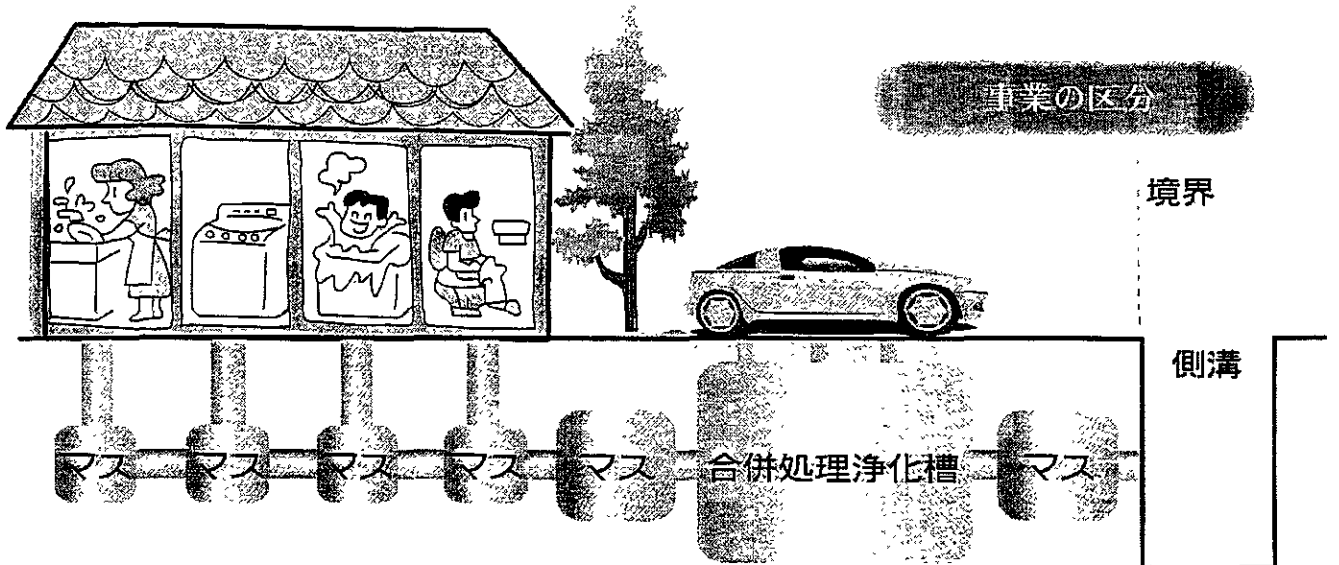
# 2 村が維持管理を行います 浄化槽を使用するのに必要な点検、清掃検査などを村が行います。

●浄化槽が設置された後は、村が維持管理業者と委託契約を締結し、必要な検査・点検・清掃などを行いますので、各家庭では使用料のみの負担となります。

毎月の使用料	
5人槽	2,310円
7人槽	3,150円
10人槽	3,990円

# 3 一番汚れを少なくする浄化槽を導入します 高度処理型と呼ばれる合併処理浄化槽を設置します。

- 高度処理型の合併処理浄化槽は、BODが10mg/ℓ以下の能力を有する機種をいいます。
- 高度処理型の合併処理浄化槽は、村が発注する工事に含まれます。



各世帯 ④・⑤参考	村(付帯工事を除く) 分担金④参考	各世帯 ④・⑤参考	発注者 工事費等
--------------	----------------------	--------------	-------------

# 事業の内容

## 4 村が自宅の改修にも助成します 自宅改修に最大で60万円の助成金があります。

●各世帯は、浄化槽を設置する際の改修工事費の3分の1(60万円以下)の助成が受けられます。  
【助成金の内訳】(対象経費の目安)

### 屋内改修

トイレの改修「水道の引込み工事含む」風呂・台所・洗濯場の配管に必要な改造や新設、電気工事など。

**35万円以下**

[対象経費105万円以下]

### 屋外改修

浄化槽本体の補強工事、浄化槽前後の配管工事及びマス設置工事、浄化槽設置場所にある支障物の撤去移転など。

**15万円以下**

[対象経費45万円以下]

### 物品の購入

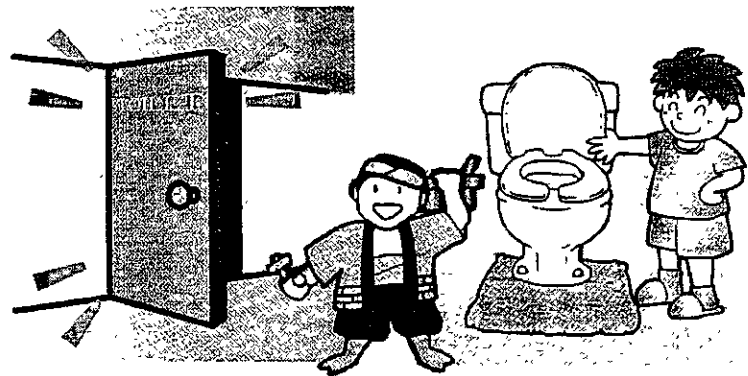
水洗トイレ機器、手洗い機器、手すり設置など。

**10万円以下**

[対象経費30万円以下]

この内訳の限りではありませんが、対象経費の限度額は、180万円です

**合計 60万円以下**



## 5 村が借入金の利子を補給します 改修工事費の借入金は無利子で元金のみ返済となります。

●各世帯は、改修工事費の助成金以外の借入金についても、村が利子を補給してくれるため、元金のみで済みます。

### 融資総額

**20万円以上、120万円以下**

### 毎月の返済額

**元金均等払いの5,000円以上**

### 返済期間

**20年以内(金融機関で異なる)**

融資機関

- こまち農業協同組合 20年以内[ただし組合員の場合]
- 秋田銀行 10年1ヶ月以内
- 北部銀行 10年1ヶ月以内